

インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への要望に関する意見書

近年の茶産地を取り巻く茶業情勢は、茶価格の低迷、資材や燃料の高騰による生産コストの上昇、生産者の高齢化や後継者の不足と依然として厳しい状況が続いています。

しかしながら、茶農家やJAなど関係者の日頃の並々ならぬ御努力により、本年福岡県で開催の全国茶品評会審査会においては、蒸し製玉緑茶の部、釜炒り茶の部で嬉野市がそれぞれ産地賞1位、また個人の部においても、嬉野市の農家がそれぞれ1位の農林水産大臣賞を受賞しました。関係者各位に敬意を表するとともに、国の様々な茶業支援策に対し感謝をいたします。

このような中、小規模の茶農家が多い嬉野市の茶生産振興、後継者育成等については課題も多く、茶産地としての存続を危惧するところです。

このことから、下記の2点について意見書を提出し要望いたします。

記

1. 西九州茶農業協同組合連合会のインボイス制度卸売市場特例の対応について

静岡茶市場や鹿児島茶市場、他数件の茶市場では卸売市場特例が適用されるようだが、「うれしの茶」の取引市場である西九州茶農業協同組合連合会では、年間の入札回数等の要因で卸売市場特例の適用が対象外となっている。

当産地の市場出荷者は高齢の農家や小規模農家が多く、そのような農家が「うれしの茶」を担っているといっても過言ではない。また共同の製茶工場においては、製茶工場名で荒茶を市場に出荷するため、組合員の全員がインボイスの登録をしなければならず、組合内において意思の統一が難しい状況で、工場存続の危機に陥っている。

全国的に見た場合、同じ茶を生産する農家から見れば、その出荷先の市場の大きさ等で国の制度に違いがあるのは不公平だと言わざるを得ない。

以上のような理由により、西九州茶農業協同組合連合会への卸売市場特例の適用を強く要望する。

2. 茶改植等支援事業の中山間地地域での補助額のかさ上げについて

嬉野市内の茶生産現場の多くは中山間地帯にあり、基盤整備が出来ていない圃

場や高樹齡の茶樹も多く作業性や収量・品質が落ち込んでいる。

そのような中、当地域では若手後継者を中心に、国の茶改植等支援事業を活用し、毎年約5ヘクタール程度の茶園の植え替え（改植）を行っているが、中山間地域故に基盤整備に多大の時間や資金が必要な上に、整備による園地の歩留まりも著しく低いのが現状である。

茶改植等支援事業においては、整備後の植え付け面積で補助額を算出する為、平坦地の茶園改植と比較すれば非常に厳しい条件になっている。

以上のような理由により、嬉野市のような中山間地域における茶改植等支援事業の補助については、産地の継続や後継者育成等の観点からも、補助額のかさ上げを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
総務大臣	鈴木 淳司 殿
農林水産大臣	宮下 一郎 殿
衆議院議長	細田 博之 殿
参議院議長	尾辻 秀久 殿